

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 新旧対比表

2025 年 6 月 1 日作成

(変更・追加部分 赤下線部表示)

現行管理規定	改訂後管理規定
第5条（保護預り口座又は振替決済口座の開設） - 国債証券等については当社に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受付けることとし、当該口座開設の際は当社所定の申込書をご提出ください。 - 当社は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく口座を開設いたします。 - 申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。 - 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。 <u><追加></u>	第5条（保護預り口座又は振替決済口座の開設） - 国債証券等については当社に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受付けることとし、当該口座開設の際は当社所定の申込書をご提出ください。 - 当社は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく口座を開設いたします。 - 申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。 - 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。 <u>第5条の2(個人番号又は法人番号の届出)</u> <u>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号又は法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u>
第19条（届出事項の変更） - 通帳又は印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所<u><追加></u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。 <u><追加></u> - 前項により届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 - 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名<u><追加></u>等をもって届出の印鑑・住所・氏名<u><追加></u>等とします。	第19条（届出事項の変更） - 通帳又は印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>個人番号又は法人番号</u>、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。 <u>この場合、「住民票の写し」「印鑑証明書」等の書類をご提出又は「運転免許証」「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</u> - 前項により届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 - 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・<u>個人番号又は法人番号</u>等をもって届出の印鑑・住所・氏名・<u>個人番号又は法人番号</u>等とします。
第22条（解約時の取扱） 第21条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている保護預り証券及び金銭については、当社の定める方法により、原則としてお客さまのご指示により、<u>やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買を行ったうえ、金銭により返還を行います。</u>	第22条（解約時の取扱） 第21条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている保護預り証券及び金銭については、当社の定める方法により、原則としてお客さまのご指示により、<u>また、前条5項または6項に該当する場合、あるいは、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。当社の判断により換金、反対売買等を行った場合に生じた損害について、当社は責任を負いません。</u>

第26条（免責事項） 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 第19条第1項による届出の前に生じた損害 (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱をしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害 (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第17条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 <u>(6) 第21条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害</u> <u>(7) 第23条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u>	第26条（免責事項） 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 第19条第1項による届出の前に生じた損害 (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱をしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害 (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第17条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 <削除> <u>(6) 第23条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u>
-以下省略- <u>2022年8月1日現在</u> 以 上	-以下省略- <u>2025年7月1日現在</u> 以 上